

## 系統連系およびアンシラリーサービス契約申込書 兼 電力受給契約申込書

中国電力ネットワーク株式会社（以下、「中国電力NW」という。）の「系統アクセス業務取扱要則」、「発電設備系統連系サービス要綱」、「発電設備等の系統連系に関する要綱〔高圧〕<sup>※1</sup>」および「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱（以下「契約要綱」という。）」ならびに本申込書記載の契約条件に同意のうえ、以下のとおり再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下、「再エネ特措法」という。）にもとづく接続契約および特定契約（以下、総称して「受給契約」という。）ならびにアンシラリーサービス契約の申込み（以下、総称して「本申込み」という。）を行います。

なお、以下の各号のいずれかに該当したときは、本申込みは撤回されたものとし、本申込みにもとづく中国電力NWとの契約が既に成立している場合であっても、当該契約が中国電力NWによって解除されることに同意します。

- |  |
|--|
| (1) 中国電力NWが定める支払期日までに工事費負担金または精算額を支払わない場合                                      |
| (2) 接続契約から相応の期間が経過してもなお経済産業大臣からの認定を取得しない場合、および認定の効力が無効となった場合                   |
| (3) 受給開始予定日を経過してもなお電気の供給を開始しない場合（特段の理由があると中国電力NWが認めた場合を除く）                     |
| (4) 中国電力NWが、本発電設備の出力の抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらず、これに応じない場合 |
| (5) 再エネ特措法施行規則第14条（特定契約の締結を拒むことができる正当な理由）または契約要綱33（受給契約の解除）に該当する場合             |

**（注）「お申込みにあたって、特にご確認いただきたいこと」をご了承のうえ、ご契約者さまをご記入ください。**

【お申込内容】

太枠内に必要事項をご記入ください。

申 込 種 別 (□にチェック)		□ 1:新 設   □ 2:設備変更   □ 3:受給契約廃止 (廃止希望日 年 月 日)		
		□ 4:その他 ( )		
ご 契 約 者	ご 住 所	(〒 - )		
	フリガナ			
	ご 契 約 名 義		様 <span style="float:right">Ⓜ</span>	
	ご 連 絡 先	電話番号 ( ) -	E-mail :	
	受給開始前のご連絡先 <sup>※2</sup>	(〒 )		
		電話番号 ( ) -	E-mail :	
登 録 番 号 (インボイス) <sup>※3</sup>	適格請求書発行事業者 : 該 当 ・ 非該当 (※いずれかを○)			
	T			
	登録年月日: 年 月 日			
発 電 設 備 情 報	設置場所住所			
	設 備 名 称			
	発電設備種別	太陽光 ・ 風力 ・ 水力 ・ バイオマス ・ 地熱 ・ その他 ( )		
	発電出力 <sup>※4</sup>	kW	太陽電池・発電機出力	kW
			パワーコンディショナー出力	kW
	同時最大受電電力 <sup>※4</sup>	□ 発電出力と同じ	□ 発電出力と異なる	kW
	配 線 方 法	余剰配線 ・ 全量配線 (その他需要場所あり) ・ 全量配線 (その他需要場所なし)		
その他自家用発電設備等	あり・なし	種類	ガスエンジン・燃料電池・蓄電池 ・その他 ( )      出力      kW	
備 考				

受給開始希望日	年 月 日
---------	-------

※1 高圧連系の場合にのみ適用。 ※2 受給開始前にご契約者さまと異なる連絡先を希望する場合は記入。  
 ※3 消費税法に定める適格請求書発行事業者の登録に基づく付番番号（適格請求書発行事業者に非該当の場合は登録番号の記載不要）。  
 ※4 発電出力は、発電設備等の定格発電出力。同時最大受電電力は、発電設備と中国電力NWが維持および運用する電力系統との受電地点における最大電力。  
 ・本様式による申込みではご契約者さまによる再生可能エネルギー特定卸供給先の指定がないものとして取り扱います。  
 ・本申込書にご記入いただきましたご契約者さま等の情報は、電力受給契約の締結・履行、電力設備の形成・保全および再エネ特措法にもとづく国または費用負担調整機関への届出に利用させていただきます。その他の利用目的につきましては、中国電力NWホームページでもご確認いただけますので、あわせてご覧ください。

## お申込みにあたって、特にご確認いただきたいこと

本申込みにあたって、以下の主要な契約事項の内容についてあらかじめご了承ください、□にチェックのご記入をお願いします。(チェックがない場合、お申込みをお受けできません。)

### □ 本申込みの完了および経済産業大臣の認定について

接続契約成立ののち、ご契約者さまが経済産業大臣からの認定を取得し、それを証する書面を中国電力NWに提出することで本申込みは完了します。このとき、相応の期間を経過してもなお認定を取得しない場合、本申込みは撤回されたものとし、既に成立した接続契約は中国電力NWによって解除されるものとなります。なお、中国電力NWは、再エネ特措法にもとづく特定契約以外の買取を行うことができません。

### □ 電力受給契約用計量器等の取付けおよび維持管理等について

- (1) 電力受給契約の料金の算定に必要な計量器等は、中国電力NWが選定し、かつ、中国電力NWの所有として取付けおよび取替えを行います。この場合、工事費負担金をご契約者さまから申し受けます。
- (2) 計量器等の取付け位置は、ご契約者さまから無償で提供していただくものとし、かつ、適正な計量ができ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所としていただきます。

### □ 発電設備等を変更される場合の中国電力NWへのお申込みについて

- (1) ご契約者さまが発電設備等を変更される場合<sup>\*</sup>は、買取単価が変更となる場合がありますので、必ず所定の様式により中国電力NWへお申し込みください。  
〔※発電設備等の変更：太陽光発電設備の増設・減設のほか、太陽電池やパワーコンディショナーの更新、太陽光発電設備以外の自家用発電設備や蓄電池等の併設・撤去など〕
- (2) 発電設備等の変更が再エネ特措法に定める変更認定、事前変更届出または事後変更届出に該当する場合、あわせて当該変更について国へ申請または届出をしてください。なお、本発電設備の内容が事業計画認定と相違している場合、中国電力NWは再エネ特措法にもとづく買取はできません。
- (3) 運転開始後に増設等を行い、増設部分と既設部分とを別設備として新たに認定を取得する場合で、既設設備と増設設備の発電量按分で発電量を算定する場合には、既存の受給電力量を計量するメーター（親メーター）とは別に、ご契約者さまにて既存設備および増設設備のそれぞれに子メーターの設置および保守（計量法に基づく取替を含みます）を実施していただきます。この場合、それぞれの子メーターの検針については、中国電力NWが別に指定する検針日にご契約者さまで行っていただき、ご契約者さまは、その検針値をすみやかに中国電力NWに文書で通知していただきます。

### □ 再エネ特措法その他関連法令に定めるご契約者さまの順守事項について

- (1) ご契約者さまは、本申込みにあたり、再エネ特措法施行規則第14条（特定契約の締結を拒むことができる正当な理由）および契約要綱33（受給契約の解除）の内容について同意していただきます。
- (2) ご契約者さまが、(1)に規定された正当な理由のいずれかに該当すると中国電力NWが判断した場合または以下のいずれかに該当する場合は、中国電力NWは本申込みを撤回するとともに、これに関連する一切の契約についても解除されたものとみなします。  
イ 本発電設備が分割案件（特段の理由なく一の場所において複数の発電設備を設置するもの）に該当する場合  
ロ 本申込みもしくは本申込みにもとづく取引またはこれらに関し、ご契約者さまに係る再エネ特措法その他適用法令の規定に違反する場合

### □ ご契約者さまの協力および本申込みに関する手続きについて

- (1) ご契約者さまは、中国電力NWが本申込みを承諾するにあたって中国電力NWが必要とする情報の提供、技術検討の協議および現場調査立会等の要請に応じていただきます。
- (2) 本発電設備がバイオマス発電設備、水力発電設備および地熱発電設備の場合においては、ご契約者さまは、電力受給の実施に先立ち、発電計画を所定の様式により中国電力NWに通知していただきます。この場合、当社は、ご契約者さまが通知した発電計画が不適当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。
- (3) ご契約者さまが、中国電力NWからの接続検討結果の回答後に、本申込書をもって中国電力NWへお申込みをされる場合には、中国電力NWは本申込書の受付をもって本発電設備の連系に係る申込みの順位とすることにあらかじめ同意していただきます。
- (4) ご契約者さまのご希望によって、あらかじめ中国電力NWとご契約者さまとの間で定めた受給開始日を変更しようとする場合には、当該受給開始日の10営業日前までに中国電力NWへ申し出ていただきます。

### □ 出力抑制に係る取扱いについて

出力抑制に係る取扱いについては、再エネ特措法施行規則第14条第1項第8号、契約要綱16（出力抑制等）および附則4（出力抑制についての特別措置）のとおりとし、中国電力NWからの求めに応じ、出力の抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講じていただきます。

□ 連系申込みにもなう工事費負担金の取扱いについて

(1) 工事費の負担

中国電力NWが、ご契約者さまからの本発電設備の連系申込みに伴い必要となる設備対策工事（以下、「対策工事」という。）に要する工事費については、その全額をご契約者さまにご負担していただきます。

(2) 工事費負担金のお支払い

イ (1) によりご契約者さまにご負担いただく工事費（以下、「工事費負担金」という。）の概算額および竣工予定日（所要工期）は、接続検討の回答時に中国電力NWからご回答いたします。

ロ ご契約者さまが本申込みにもつづく連系を希望される場合は、当該工事費負担金を、別途接続契約に定める支払期日までに、振込請求書で中国電力NWの指定する口座に振り込むことによりお支払いいただきます。

ハ 中国電力NWは、当該工事費負担金を工事着手前に申し受けます。なお、対策工事に伴う停電調整等の結果によっては、工事期間は変更となる場合があります。

(3) 工事費負担金の確定および精算

イ 中国電力NWは、対策工事竣工後、当該対策工事に要した工事費の実績をもとに工事費負担金を確定し、設計の変更、材料単価の変動その他特別の事情によって工事費負担金に差異が生じた場合は、工事竣工後すみやかに工事費負担金概算額との差額（以下、「精算額」という。）をご契約者さまへ請求または払い戻しいたします。

ロ 工事費負担金の確定は、設備を廃止または変更したことにより発生した費用の一切を含めた金額で行います。なお、工事費負担金における消費税率は、本発電設備の連系開始時点の税率を適用いたします。

(4) 申込みの撤回、変更に伴う損害賠償について

ご契約者さまが本申込みを撤回または内容を変更することにより中国電力NWに損害が発生した場合は、ご契約者さまに当該損害の一切をご負担していただきます。

(5) 竣工予定日の変更

(2) でお知らせする竣工予定日については、中国電力NWとご契約者さまとの協議によって変更することができることといたします。

(6) 損害賠償の免責

停電交渉の遅延、天候不順、その他中国電力NWの責めとされない理由により対策工事が竣工予定日までに竣工しなかった場合、当該対策工事の遅延によりご契約者さまが受けた損害について中国電力NWは賠償の責めを負わないものといたします。

(7) 設備の所有および使用

対策工事により中国電力NWが施設した設備は中国電力NWの所有とし、中国電力NWは、将来ご契約者さま以外の第三者に対する電力供給設備として同設備を使用することができることといたします。

□ 系統連系受電サービス料金について

系統連系受電サービス料金を申し受ける場合は、原則として、当月の受給料金と相殺することでお支払いいただきます。また、系統連系受電サービス料金を当社が定める支払期日までにお支払いいただけない場合は、中国電力NWはご契約者さまとの電力受給契約を解除することができるものといたします。

(中国電力NW記入欄)

申込書受領日	年 月 日	特定契約成立日	年 月 日	認定書整合 <input type="checkbox"/>
--------	-------	---------	-------	--------------------------------